

昭和研究会について (2)

— 社会福祉学理論形成過程の分析視点のひとつとして —

A Study on the SHIYOUWAKENNKIYUUKAI(2)

田 中 利 宗

Toshinori Tanaka

はじめに

- 1 昭和研究会と農山漁村問題
- 2 昭和研究会の機構と性格
- 3 昭和研究会の研究成果
- 4 昭和研究会と労働問題研究会

5 労働問題研究会の研究と成果

1939(昭和14)年に発刊された『長期建設期における我國労働政策』は、「昭和研究会労働問題研究会中間報告」の副題が示すように中間という暫定的報告であった。

本著は、「第一部 我國労働政策の基本方針」「第二部 日本労働政策の史的概観と労働再組織の方向」「第三部 戦時下に於ける我國労働力需給関係に就いて」「第四部 農業労働の量と質並に農民生計費の問題に関する報告」「第五部 労働保護対策」「附録 一、總動員法に基く勞務關係法令集 二、勞務關係統計表」で構成され、研究の基本的視点は、「需給不均衡、勞力磨損等激甚なるに鑑み」(例言P1)の現実下における課題の打開であった。

「事務局編」の「我國労働政策の基本方針」では、「現段階に於ける労働政策の任務は第一に労働力の需給逼迫、労働力の不足に対する対策樹立の必要」(P3~4)としながら、「我國の労働政策は曾て、かゝる意味に於ける労働力不足を解決した事もなく、従つて又現在迄の方法及び機構を以てしては之を解決する能力を有しない」(P4)と現状と変遷が分析される。そして、『労働統制』が現段階に於ける労働政策として要請せられる必然

性がある」(P4)として、「産業計画の部分としての、従つて又所謂生産政策としての労働政策」(P9)の必要性を説く。それは、「従來の労働政策は勞資協調政策乃至分配政策として、或は慈恵救済的に或は治安警察的にのみ、労働者をその主體性に於てのみ採り上げて來た。然るに支那事變發生以來の現段階は労働者をその客體性に於て捉へ、労働力の量的配置、質的改善等をその内容とする生産政策としての労働政策樹立」(P10)が急務なためであった。

さらに次のようにいう。「我國の従來の労働政策は労働力の需給調整、労働力の再生産、保全と云ふ事から離れ、慈恵的社會事業的色彩が濃厚であつた。従つて此の點を刷新して、先づ労働力の需給、保全、組織等に關する部面と、それ以外の一般人口、保健、救貧等に關する部面との、即ち社會政策的分野と社會事業的分野とが理論的にも實際にも判然區別される必要があり、この前者の上に労働力計画が確立されねばならぬ」(P17)と。

これらの研究の方向が明示されるなか、風早八十二は、「日本労働政策の史的概観と労働再組織の方向」を論じた。

風早は、まず、「労働政策の合法則的把握は資本制の合法則的把握を前提として可能である。しかるに資本制の合法則的把握は、特定資本制の構造的性質と發展段階の如何との具體的相關的分析に徹することによつて可能」(P40)とし、資本制の性質と歴史的分析が重要であるとする。それは、研究会が求める労働政策を進めるについては、それぞれの国々の歴史、社会経済、政治文化などの把握が重要との視点に立つものであった。続き

て、わが国の労働政策の史的発展に言及し、明治以降を四つの時期に大別し分析を重ねる。そして、「第四期は即ち支那事變を劃期とする現段階」(P44)は、「此處では労働政策への中心的契機は云ふまでもなく国防と生産力擴充との統合されたる要請」(P44)であり、その内容は、「労働力の量的維持、配置の合理化と質的改善」であり、対象は、労働者のみならず農民も含む「全勤勞國民」であると規定した。一方、この内容と対象の設定は、「労働者農民の聲であるよりも、専らに軍部を含む官僚並びに巨大軍需工業資本家のイニシアチヴによるもの」(P44)であり、「官僚の労働統制における計畫性＝指導性」「個別資本の受動性および労働力擔當者側の被指導性」に立脚する「労働政策に対して客観的に與へられたる制約」(P44)のなかでの設定であると補足する。さらに、「労働統制の有効なる實現の可能性はこの段階においては、社會的總資本若くは國家機構による資本家統制の可能性に比例する」(P46)として、制約が具体的には労働力保護にとつての限界となることを指摘した。

限界の例として、労働時間制限が8～10時間から12時間という長時間になり、賃金制が現行平均初賃金よりさらに1、2割も低下した水準にある現実を直視しながら、それは、「労働力保護の見地からすれば、如何なる意味においても後退でしかありえない」(P46)と論断する。

風早は、わが国のこれらの動向と特色をドイツと比較しながら、ドイツの労働関係が、「集團主義的な對等の労働關係の克服にあり」「企業者は経営の指導者、労働者はその従属者」(P48)の關係に置き換えられたのに対し、わが国では、「封建的、家族制度的關係が残存」しており、それは「集團主義以前」の關係にあるとする。再び、わが国の現状をふり返りながら、「協調會時局對策委員會案になる經營精神の中に『事業者は謂はゞ従業員の父となつてその個人的乃至社會的生活を保護指導すべき責務を有するのである』と謳ってある」(P48)は日本の労働關係の特質を端的に表現するものととらえる、そして、生産力擴充の要請に応じるために不可欠である、「生産技術の向上と労働力保全に關する科學的知識に基礎づけられたる合理的指導」を「果たして企業主に一任しう

るであろうか。頗る疑問である」(P49)と、現実に存在する關係を危惧する。

では、合理的指導を可能とする人材は存在するのか、の自問の結果、「わが國においては経営内労働統制に關する限り、その指導者は官僚において外になし、といふのが現状である」(P51)を認めながら、「官僚と密接に結ばれてゐる『資本』が大衆を獲得しえない」(P50)のために、また、官僚も大衆の支持を得ることは困難であるという。

風早は、その解決策として労働再組織の問題を取り上げる。それは、従来の自主的労働組合の機能を代替しようとして登場した労働再組織＝産業報國運動には、「先ず労働組合組織もしくはそれに類する労働者の自發性と集團性を發揚・訓練・自己統制すべき機會を與へることを前提とせねばならぬ」(P53)として、組合組織への期待と必要性を説いたのである。しかし、風早のいう労働者の自主的組織の創設は、政府と企業主側の反対意見の他に、大衆組織化を担う主体がないという、技術的な障害によって実際には不可能であるとされる。そこで、この障害を除去するための手順として、「廣汎な國民諸層の犠牲獻身的・自覺的な相互参加によつて構成される強力なる一の國民的世話団の如きもの、結成が不可欠」(P55)であるとする。さらにそれは、組織や指導する幹部を意味するものではなく、どこまでも、「國民的自主的組織への産婆役たるものであり、かゝる組織の確立を促進せしむる補助的手段以上のものでない」(P55)のであった。

風早は、生産力の擴充を目的とする戦時労働政策は、統制の名のもとで労働時間の延長や労働強化などによって労働力の保全が確保できなくなることを指摘しながら、それを回避するためにも労働者の主体的な組織化と運動が必要であり、また、賃金の分配のあり方にも言及し、重視したのである。

大河内一男は、「長期建設期に於ける我國労働政策の基本動向」を発表している。論文は、国家総動員計画を媒介として、わが国の労働政策を論じる内容であった。そこでは、まず、「労働者の二重の存在様式に對應する労働政策の二つの類型」が論及された。

その類型のひとつは、『労働力』としての存在

或は客体的存在に於ける労働者を採り上げる場合」であり、そこでは、「順當な再生産のための必要要件として産業労働力の保全・培養」(P56)が主要な目的として論じられることになる。この立場では、『『労働力』は物的資源に對應する『人的資源』として、再生産繼續の絶対要件』(P56)と位置づけられ、大河内は、「労働政策における『生産政策』」(P58)と名づけた。しかも、これは、「あらゆる労働政策にとって『端初的且つ基礎的位置』を占める」(P58)ものであった。

ふたつめは、「労働者としての存在或は主体的存在に於ける労働者を採り上げる」(P57)場合であり、「従来労働政策は専らこの視点から」検討、実行されてきたとする。この立場では、『『人的資源』乃至産業のための『労働力』としてではなく、それ自身の經濟上・社會上・文化上の要求を持った自主的な力』(P57)として理解され、その際の經濟的・社会的・文化的自主性は、『『労働力』として客体的に捉へられた彼等がその基本的な肉體性に於て順當に保全せられ合理的な配慮を受けない限り、獲得され得ない』(P58)ものであるとして、これには、「分配政策」「産業平和策」(P58)と名をつけた。

論文は、この二つの類型、つまり、「生産政策」と「分配政策」との二つの政策部面の総合によって現実の労働政策が成り立つとしながら、さらに、「労働者の保護(社会的・政治的・文化的)には、労働力の保全が先行しなければならない」(P58)と順位が提示される。そして、労働者の政治的・文化的な組織運動が永続的・全国的・合理的組織として形成されるためには、「何よりも彼等の生存そのものの物的条件が順當に確保」(P58)されることを主張する。反面、「日本經濟は、その構造上の弱味のために、成立當初から自己の労働力を合理的に保全するいとまなくその犠牲に於て自己の經濟上の足場を築いて來た」(P59)とし、それは、「國民の體位低下」問題として露呈、拡大し、いわば、「庶民的」問題となり、今や、「國民保健一般の問題」になったと指摘する。

大河内は、生産政策としての労働政策の欠如による國民保健一般の問題と、社会政策、社会事業との関係を次のように論じる。

「問題は労働政策乃至社會政策より社會事業に

移された。併し乍ら社會事業的保護施設による労働力保全策の代置は決して問題の解決を意味しない。それはたゞ労働力保全の伝來的欠如の尻拭ひ的役割を果すにすぎない。斯くして我國の労働政策の進路は、先づ伝統的な社會事業的処理方法を清算し、社會事業と社會政策とを代置關係にではなく正しい補充關係に置くことの裡に在る。換言すれば、肉體的乃至經濟的な要保護者を『庶民』一般の資格に於て『上から』救済する方向に於てではなく、彼等をそれぞれの社會層に於ける勤勞大衆たる生産者の資格に於て捉へ、或は進んでそれを生産要素化し、かかるものの合理的労働科學的・基礎に於ける保全・陶冶を目的とする生産政策こそ長期建設に於ける日本社會政策の基本線である。」(P60)

さらに、「日支事変」による労働力保全の生産政策は、二つの問題を解決しなければならない、として、「労働力保全の重要性の認識」と同時に存在し進行する、「労働条件の低下や國民體位の低下への拍車に代表されるような労働力保全を否定する現実」(p67)をあげる。そしてこれらの問題の打開には、「勤勞者の自主性を培養し得る組織」の創設が必要であるとしながら、それは、「少なくとも労働者、雇主、官僚の三者の支柱の上に特定の組織が出來、それらの協力によつて轉換期の産業・労働組織が實質上でき上がつてゆくであろう」(P68)との期待を表明する。大河内は、「この新たな組織(それが『産業報國會』であれ何であれ)を通じてその、自律性を學び獲る」(P68)ことを労働者に期待し、望んだのである。

次に、事変・戦時での生産政策への要請は、その前段階として労働力保全の課題を解決しなければならぬとする。そして、課題は、労働時間や賃金、災害や保健などを通じた合理的配慮により解決が可能であり、その配慮は、労働者保護に結びつくものであるとした。したがって、まず労働力保全の問題が解決され、その後、労働者の自主性の問題の解決がはかられるべきであるとし、前者の問題は、後者の問題の基礎であるとともに、後者は、前者を促進する方向に反作用すると捉えた。

大河内は、このことを簡潔に示すためであろうか、論文の末筆に、「健全なる精神は健全なる肉体

に宿る」(P69)を掲げた。

さて、『労働新体制研究』は、『長期建設期における我々労働政策』(1939)発刊の3年後に出版された。すでに、そこには、風早の名前はなく、大河内も委員として名前を連ねているが論文は担当していない。

『労働新体制研究』は、「例言」で、「一、本書は昭和研究会労働問題研究会の第二回目の報告であり、同時に昭和研究会自體の解散によつて揃らずも最後の報告となつた」「一、研究の途上、我々は産業報國會といふ具體的な研究課題に當面した。まず労働組織問題の解決のため、我々は當然産報の理念と機構の問題に論議を白熱化せしめた」「しかもそれらの問題も、結局は産報がこの時局下に具體的に何をなすべきかを仔細に考察することによつて解決さるべきであるといふ點に全員の見解が一致した」(例言 p1)と研究の経過と目的を記す。そして、「一、労働問題研究会委員(五十音順) 稲葉秀三氏 大河内一男氏 大澤三郎氏 奥原戸時藏氏 桐原葆見氏 鈴木僊吉氏 谷野せつ氏 廣崎眞八郎氏 弘津恭輔氏 松崎正躬氏 美濃口時次郎氏 八重樫運吉氏 鶴島端夫氏 穂積七郎氏」「尚他に赤松常子氏、井堀繁雄氏、池善二氏、木田徹郎氏、田村勘次氏、吉岡金市氏、等に時々出席を煩わした」(例言 p2)として、木田らの氏名を記載した。

本書は、「第一部 労働新体制概論」「第二部 組織論」「第三部 勞務諸問題」「第四部 現場に於ける諸問題」「第五部 中小商工業に関する問題」「第六部 インフレーションと社會問題」「附録 一、總動員法に基く労働關係法令集 二、労働關係統計表」、547頁からなるものであった。

6. 風早・大河内理論と社会事業理論との関連

風早は、『労働新体制研究』の中で、生産力拡充を目的とする戦時労働政策は、短期的には、労働時間の延長、労働強化などの労働力保全を犠牲にする一方で、長期的には、労働力保全の重視という相反する傾向をもつとする。そして、犠牲的側面を保全に転化させ得るものとして、労働者の主体的な組織的運動をあげた。

風早は、この結論ともいふべき「組織的運動」

は、「日本労働政策の史的概観」によつて導かれることになるが、そこでは慈恵施設としての企業内福利厚生施設が存在が社会施設の不備を招ねくと理解され、労働政策の対象は、労働者のみに限定せず、その範囲を農民を含む全勤労国民とした。

風早による『日本社會政策史』(1939・昭和12年)は、『労働新体制研究』が発表される2年前に出版されたものであり、そこで社会政策は、「政治と經濟とを結ぶ環のひとつ」(P2)、「分配政策と生産政策とを楯の両面とする政策」(P5)と規定された。また、「私は『國民生活安定』のための『社會政策』の政綱の出現を祝し」「近衛内閣こそは『社會政策=國民生活安定』に対して、従來のいかなる政府にも未だ嘗て見なかつたほどの真剣な態度を示してゐる如くである。それ故にこそ、國民の社會政策實現に対する期待と要望は、愈々高まらざるを得ない」(P10)との近衛内閣への期待と賛美を送る。

さて、社会政策と慈恵(政策)との関連が随所で展開される本著は、「序論」の「社會政策概念と慈恵概念との區別」で、次のように論述する。

「『慈恵』はあくまで『慈恵』であつて資本制ならざる歴史的基底に對應すべく、他方、『社會政策』はどこまでも『社會政策』であつて資本制労働關係の發生に對應してゐる」「何故に私はかく両者の嚴別を強調するのであるか。それは両者の區別をボカすことが真正の社會政策の順當な發展に有害であるからである」「蓋し、通俗的に慈恵的社會政策、日本型社會政策なる言葉が流行し、恰も斯くの如き社會政策も(社會政策として)通用するかの如き感を抱かせつゝあることは、如何なる本質を有つ現象であらうか。云ふまでもなく此の場合『慈恵』的『社會政策』なるものが『社會政策』として存在するのでなく、『慈恵』は『社會政策』に取つて代る概念であり『社會政策』の実行をひきのばし、歪曲し不具化せんがためのモメントでありブリテンスであるに外ならない」(P14)

一方、1938(昭和13)年に研究雑誌『社會事業』に発表した「社會事業と社會政策」は、風早社会事業理論とも称される論文であり、大河内一男の「我國に於ける社會事業の現在及び將來」の発表を受けて執筆されたものであった。

風早は、論文で、「慈善行為・慈善事業・社会事業」の発展を歴史的に分析した後、区分を設定する。つまり、「慈善行為」は、「その行為の原理は宗教的・恣意的・感情的等であり」「内容はいふまでもなく施與」(P2)。それに対する社会事業は、「その行為の原理は社会的・義務的・計画的・合理的等であつて、対象物そのものゝ為といふよりも、社会全体のための相対的・合目的行為」「内容は、偶然的な施與のごとき事実上の『行為』でなくして計畫と計算に基づいた『事業』」(P3)と説明する。さらに、慈善と社会事業との関係に言及し、「慈善のプリンシプルは、若干社会事業發生の産婆役たりえたのであるが、社会事業の母體はあくまで、資本制社会であり、その独自の根柢から社会事業を要請すること、而も社会事業が固有の発展を始めるにしたがつて、かつて産婆役たりえた慈善のプリンシプルは却つて社会事業の発展を阻止する要因」(P5)となってしまうことを指摘する。また、社会事業の対象理解については、「我々は資本制社会経済の全構造とその発展の合法則性に關はらしめることによつてのみ、貧困の根因とその本質に到達しうる」(P6)を前提に置き、離農(生産手段)人口の動向を詳細に検討する。そして、「これらの過剰人口は夫自身、現代的貧困者であり、要救護者である(要救護者たることゝ救護を受けてゐる者とは區別せねばならぬ)。しかも、彼等が遂に長期間就業の機会に恵まれずして、被救恤の窮乏の泥濘に陥没した状態こそは、かの救貧(pauperismus)と稱せられる」(P7)と規定する。さらに、労働能力の有無との観点から、「労働能力者」「孤児其他の要救護的救貧兒童にしてやがて労働能力者たりうるべきもの」「労働無能力者」の三つの区分を導き出す。

風早は、社会事業の対象を、「将来的潜在的労働力」「労働力缺如者」(P9)とし、それに対して、社会政策の対象は、「直接生産擔當者」「極めて間近かな距離において生産擔當を待機せる失業人口」(P9)と規定した。さらに、「社会政策も社会事業も、資本の運動行程において必然的に發生した無産的乃至窮貧の人口を対象とし、これに對して資本がその運行を順當に継続せんが為に行ふところの、合目的々な施設であり、それ自體資本の運動法制に従屬したものである点において、本質を同

じくする」(P9)として、資本主義体制に土台としての共通点を求めた。そして、「社会の合目的な性質は、決して單にそれが直接『生産的』であるか否かのみによつて決定するものでなく、特に社会事業が社会政策と相並んで、後者の生産的任務を補充するところの、『半』生産的若くは『不』生産的な廣汎な救護事業を任務とすべき」(P12)として、社会政策への社会事業の「補充」的性格を見出すのである。

風早の「補充」は、戦前の社会事業の本質にかかわる論争のみならず、戦後においても社会福祉を学として論じる際の重要なキーワードとなる。

論文は最後に、社会政策と社会事業との相関性にふれ、「社会政策の缺如の結果としての社会事業の領域の擴大は、毫も社会事業の充實を意味するものでなく、却つてその内容の不充實を齎らす」(P12)とし、「社会事業が生産擔當者たる現役労働者を主要対象とする社会政策に比し、より慈善的色彩を濃厚に保存してをり、而してかゝる慈善的社会事業が社会政策を代替することの當然の結果でなければならない」(P13)とする。仮にそれを軽視するならば、例えば、「失業保険の缺如は、保険制の代替物として救済土木事業を出現せしめたに拘らず、逆にこの救済土木事業の存在が、失業保険の無用の理由になる」(P13)として、社会政策の欠如による社会事業の「代替性」は、社会事業の充實を意味するものではなく、反対にその内容を不十分にしてしまう可能性をもち、それゆゑに社会政策の隆盛こそが社会事業の固有の領域を充實させる方法であると論じた。

大河内が、1938(昭和13)年8月の『社会事業』に発表した「我國に於ける社会事業の現在及将来」は、今日の社会福祉学理論研究の際にも援用される論文である。

論文はまず、「統制経済は、特にそれが短期のものでない限り、且又部分的統制でなく全機構のものである限り、それ自身の生ぜしめた摩擦を適當に處理することなくしては、統制経済の本來の目的そのものの迅速円滑な遂行を果し得ない」「かゝる摩擦を解決する任務を托せられたものが、(社会政策と並んで)社会事業に屬する諸活動」(p2~3)として統制経済下における社会政策と社会事業の不可欠性を主張する。そして、「當面の我國

の統制経済下に於て如何なる位置を占め、また如何なる機能を盡すべく期待されてゐるか、更に、我國にとって社会事業には如何なる展望が許されるのか、等の問題の検討が小論の目的」(p3)とする。

さらに、「我國に於て何故社会事業が統制経済、とりわけ戦時統制経済との関係に於て、遽かにその重要性が反省され始めたのであるか。この疑問は我國資本主義経済の発展に於て、社会事業が社会政策に対して如何なる関係に置かれて来たかを考察することによつて答へられるであらう」(p3)との視点から、社会政策と社会事業の概念を、諸外国での研究を検討しながら詳細に分析する。そして、「社会事業も社会政策も、言葉の一般的意味に於て、社会の、資本主義社会の、所謂『庶民』階級をその対象としてゐる点は共通」(p4)との結論を出す。さらに、二者の相違点に言及し、「社会政策」は、「『庶民』の福祉をば、まさに勤労者として、或は厳密に言へば、生産者として捉へやうとする点」「主として資本との関係に於て」「国民経済的な聯繫に於て」(p4)問題にされる政策であるとする。

これに対して社会事業は、「庶民」のなかの「個々人」が対象となり、個々人は、「抽象的な『個々人』ではなく」「『庶民』乃至勤労大衆としての存在と關聯する限りに於ける『個々人』に外ならない」(p4)と対象を定める。加えて、社会事業は、「一般消費者としての資格に於て要保護性が存在するか、或はその外肉體的生活乃至保健衛生的生活に於て、或は道德的、教育的生活に於て、要保護性が見出された場合」(p6)に発動されるものであり、その際重要なことは、「社会政策の対象としての生産者たる資格を永久的になり一時的になり喪失し、斯くして国民経済的聯繫から切斷されて在ることが同時に社会事業の対象としての要保護性を創り出すと云ふ關係」(p6)と規定した。

大河内は、この状態を「資本主義経済の再生産の機構から一應脱落した謂はば経済秩序外的存在だと言ふことができるであらう」(p6)と表現した。

論及は、社会政策と社会事業の概念の検討を経た後、二者の「併行的発展」「相互補強的聯繫」の存在と關係に及び、「社会政策には本来資本主義

社会に於ては特定の限界が潜んでゐる」「社会事業の場合には社会政策に見るとき限界が一般的には存在してゐない」(p8)という事実に着目する。社会政策の限界、それは、「費用(直接の『産業負擔』乃至国庫の負擔として)」から生じる限界であり、社会政策が、「産業平和策の本質に於て労働者の一定限度以上の急進化を促進するが如き政策を許容し得ない」(p8)という現実が生み出す限界であった。続けて、二つの限界は、資本主義経済の発展期には、「潜在的・法則的にのみ存在」しているが、長期的な不況や第一次世界大戦後の経済の危機的状況などの際には、「急速度に表面化」するものである。そこに「社会事業による社会政策の補充は、或は進んでその『代位』は、益々不可避の一般的傾向」(p9)になるとする。

さらに、「我國に於ける社会政策の欠如乃至低位は、単に社会事業の諸方策によつて『肩代り』せられたと言ふだけでなく、前者の原因が却つて絶えず社会事業の対象を、即ち一般的な要保護性を累増せしめてきた」(p10)として、社会政策欠如の有力な弁明の代表である「家族制度の美風」「農村における隣保相助」のゆらぎが、「社会事業が社会政策に代わつて、むしろ社会事業が社会政策として、登場してゐる」(p11)実態をつくり出しているのであり、その実態への認識が重要とする。例として失業対策をあげ、「失業に対する本來的な社会政策たる失業保険制度の欠如は、規模から言つて言ふに足りない、『慈恵』策的本性の土木救済事業によつて代置せしめられている。我國に於ける土木救済事業が社会政策でなくその實社会事業である點は、それが労働者の失業扶助を彼等の生産者の資格に於て捉へるものでなく、あくまで経済的窮迫状態に対する救済として考へられてゐること、従つてそれは本来の失業保険制度の場合と異なり、国民経済の再生産と何等直接關聯を持たず、専ら経済秩序外的施設に外ならない」(p11)と位置づけ、「あくまで『事業』であつて『政策』ではない」(p11)と主張する。これらの実態は、社会政策にとっては、「少なくともその發展にとつて不幸な出来事」であり、社会事業においては、「慈善事業的なものから社会福利事業的なものへの發展にとつても著しい障碍ではないであらうか」(p12)との提起を行う。

論文は、これらの推移と戦時経済統制下における「軍事産業部面の急速度な拡充に応ずる労働力の量的並に質的不足と、平和産業部面、とりわけ繊維工業に於ける大量的失業の可能性の同時的存在」(p13)は、社会事業が社会政策の代位をしているために、生産的労働力の順当な保全＝再生産が行われないばかりか、「社会事業による社会政策の代行が進むにつれ、社会的施設に於ける物質性は益々軽視され、その精神性は萬能藥的に加重評價される」(p19)とその危険性を示唆する。

『慈悲深き専制主義』や『二頭馬車に乗った貧民窟訪問者』は最早や我々にとつては不要」(p19～20)なのであった。

大河内は、結論として、「社会事業が社会政策に対する代位的存在であることから、真の意味でその補強的存在となること、其處にこの國に於ける社会事業の真の進路があるが、そのためにはなによりも社会政策がその日本的不具性を止揚してその本来の形態を獲得しなければならない」「更にまた、社会事業は社会政策を背後から補強すると言ふ職能だけでなく、一步進んで遙に高く一般的な視野から、社会の文化的な生活一般の増進のための諸施設(図書館、公園その他保健、衛生、教育、娯楽を中心とするもの)へ向ふべきである。消極的な要保護性への救恤行為のみでなく、むしろ積極的な社会的文化施設・福祉施設を通しての『庶民』・労働者層の指導への参加、而して社会科学と社会調査とを基調として之等の活動を科學化し組織化すること、此處に社会事業の積極的意味がある」(p22)と社会事業への期待を表明した。

7. 風早・大河内理論が社会事業の理論化に与えた影響

吉田久一は、『現代社会事業史研究』(1979)において、「日本の社会科学的な社会事業理論は、日中戦争期に成立をみ、戦後に継続している。それは戦時中社会学者が社会運動等に発言が不可能となり、社会事業研究に身をひそめたという事情や、戦時厚生事業が著しく国民経済と深い関係を持っていたという理由からである。社会政策学者の大河内一男・風早八十二、社会学の松本潤一郎・竹中勝男、法律学の菊池勇夫・後藤清、教育学の城戸幡太郎らである」(p398)として、当時の社会

的・思想的状況と研究者の動向を教える。

さて、風早や大河内らの研究が社会事業の理論化の進展に与えた影響については、すでに吉田久一や永岡正己らによって評価、論述が加えられている。

吉田の『社会事業理論の歴史』(1974)によれば、「風早八十二も社会事業に関心を持った一時期がある。そして、マルクス主義から社会事業を解釈した風早理論は、大正末期からの啓蒙的唯物弁証法的社会事業理論に理論的整序を与えると共に、その後のマルクス主義的社会事業理論の先駆的理論となった。風早は大河内一男のようにアカデミズムに擁護されていなかったので、戦時中の論調は擬装転向的色彩を帯びざるを得なかった」(p261)と語る。そして、「風早の『社会事業と社会政策』はその後の社会事業研究に対して、『対象論』や『補充論』を通じ、多くの問題提起をしている」(p263)と、風早の影響と意義を明確にする。大河内については、その評価のための対象を、「我國に於ける社会事業の現在及び将来」に限った場合であっても、たとえば、「むろん本論文以前にも山口正の『社会事業研究』(昭和九年)などがあり、社会事業の社会的基礎を考察した研究はある。しかし、社会事業を人道主義や階級調和という倫理観や観念論、あるいは社会主義という政治論からではなく、社会政策を資本主義経済の内的必然として、総体としての資本が行なう合理的手段の体系にほかならないとして、その社会政策との関係で社会事業を捉えた本論文は、純粹に社会事業に社会科学的基礎づけを与えたはじまり」(p258)との高い評価を与える。

これに対して永岡正己は、「補章 戦前の社会事業論争」(貞田是編『戦後日本社会福祉論争』1979)の論文のなかで、「大河内、風早理論の評価については社会政策研究において多くの論稿が出されているが、ここでは論争との関連で次のことを指摘しておきたい」(p282)と、その範囲を限定し次のように論述する。

「大河内、風早とも社会事業の本質を資本制経済との関連で規定しようとするものであったが、風早がより厳密な対象規定によって社会事業を資本制経済機構総体の中に位置づけ、資本による、しかも戦時的な『合理化』への警告、社会事業の

固有領域を守る主張をおこなったのに対し、大河内は、その理論枠組から、社会事業の代替性は是正よりも積極面＝生産的任務への接近・補強の側面に力点をおいて論じていた。風早が階級闘争の範疇を視野に入れて慎重な論旨を展開したのに対し、大河内の主張は『総資本』の立場に立った『生産力』の論理となり、当初の意図を離れて、生産的部面への拡大＝厚生事業化を期す人びとに、“科学的”な論拠を与えてしまった。社会事業再編成論争にあって、その共通する合法則性の理解にもかかわらず、両者の違いは大きな意味をもつものであった。」(p282～283)。

孝橋正一は、『統 社会事業の基本問題』(1973)のなかで、風早八十二と大河内一男の理論についての検討と分析を行う。

風早については、「社会事業と社会政策」の論文に沿いながら、「社会科学的方法論に基づいて、ほぼ的確に慈善行為と社会事業の原理的ならびに性格的区別と関連を描出しているものと見ることができる。ただ、この文章が書かれたのは第二次大戦直前の時代であり、半封建的・前近代的な社会的背景と日本のファシズムの国家主義的潮流のなかで、これほど鮮明に社会事業の本質規定を打出された勇氣には敬意を表するほかはない」(p178)と賞賛する。

また、厳しい指摘も行う。指摘は、「社会事業の対象者」「社会政策に対する社会事業の補充性について」「慈善行為と慈善事業の相違について」に及ぶ。特に「社会政策と社会事業の関連」においては、「社会事業の対象となっているものは、単に将来的潜在労働者や労働能力欠如者だけではない。私が分析的に析出しておいたように、生産的労働者も社会事業の対象となっているし、その傾向は社会経済の発展とともにいよいよ増大してきているのである。そうだとすれば、この古典的・伝統的な概念区別を踏まえながら、それを克服する新たな理論的規定が必要であるということができよう。こうして私は『対象課題論』(対象の抱いている課題による区別)を提示したのであった」「この点において、大河内理論とともに風早理論を、さらに広くこの両者の古典的・伝統的対象規定を、批判的に克服して行ったのである」(p186)と両氏から受ける学問的影響を明らかにする。

孝橋の大河内理論に対する指摘は、さらに厳しくなる。しかし、それは、「社会政策の大河内理論は日本の政治・社会・経済状況のファシズム化過程に生まれたが、その発想や要素の多くをマルクスの『資本論』に学びながら、同時にそれを生産力説的に修正し、戦争準備態勢下における生産力の拡充と統制経済の進行にも応えることができる理論として樹立し、展開されて行ったのである。社会政策の領域におけるこの大河内構想は、関連的に提示された社会事業体系の底流ともなっているものとして心得ておきたい」(p189)の上での批判である。

孝橋は、「大河内体系における枠組とそこに盛られている諸要因の理解やそれらの相互関係のなかに、いくつかの誤認と矛盾が積重ねられ、その結果、社会政策と社会事業との不自然な対象的比較と未説明の部分が残されるという結果をもたらしている」(p191)として、そのひとつに、大河内が社会事業の対象と規定した、「國民経済的聯繫から切断」「経済秩序外存在」「労働力対被救恤的窮民」に対して、「対象を労働者(階級に所属する人々)に決め、そのうえで、それを生産の側面から捉えるか、消費の側面から捉えるかによって社会政策と社会事業とを区別する必要がある」(p194)と視点の不充分さを指摘する。そして、詳細な分析を加えながら、「いずれにせよ、大河内体系における社会事業は、慈善事業と社会事業の同一視、対象規定における労働力(社会政策)と「被救恤的窮民」、「消費者としての資格その他」(社会事業)の二元性、社会事業の代替性論に視かれる分析の不充分さと補充性の認識の欠如、同様に社会保険制に対する分析の不充分さからもたらされる現象観察的な解釈が批判的に克服されなければならない問題点」(p208)が存在するという厳しいものであった。

おわりに

江幡清編『回想笹信太郎』(1969)で、沢村克人は、「当時の新体制運動なるものは三つの流れがあって、その一つは、既成の各政党が近衛をかついで合同し、不振の状態から立直らんとする運動。その二は、軍部なかつく陸軍を中心とする

国民主義勢力の国防国家建設運動の動き。その三は、国民大衆とくに知識階級の新体制に対する切実な要望、すなわち既成政党の離合離散による焼直しではなく、軍部やその便乗者らも制御し得るような、国民各層を網羅する一大国民運動を展開して、支那事変を終結にみちびこうとする動きであった。昭和研究会は、この第三の動きの主流をなしていた」(P134)とする。

昭和研究会の活動や目的などに対しては、色々な評価や分析がある。しかし、「昭和研究会」の「労働問題研究会」における「社会政策と社会事業の研究」(実際には、大河内一男と風早八十二の二者のみの活字という論文を通して)が社会福祉学の理論形成にどのような影響を与えたのか、の考察は、未だ行なわれていない。もとより浅薄な知識しか持ち得ない拙者にとって、この考察課題が過大すぎることは、実感済みである。

さて、大河内理論が先か、労働問題研究会が先かを棚に上げてしまうが、昭和研究会が掲げた「社会問題の経済理論」「労働者保護の経済政策化」が、大河内理論としての、「社会政策の経済理論」「生産力説」と極めて似る構想に思えたのは私だけであろうか。

その後、社会政策の「補充」「補完」への論及は、厚生事業のなかで不明になり、昭和研究会が目指した第三の動きは、確実に戦時体制のなかに組み込まれて行った。

だが、埋没する、その一歩手前で「科学的社会事業」を理論的に追及した時期があったことを見逃してはならないと思う。

引用・参考文献

- (1) 昭和研究会事務局『長期建設期における我國労働政策』1939.
- (2) 昭和研究会整理事務所『労働新体制研究』1941.
- (3) 昭和研究会事務局『東亜新秩序建設の理論と方策』1940.
- (4) 昭和研究会『ブロック経済の本質に関する報告』1939.
- (5) 昭和研究会事務局『政治機構改新大綱』1940.
- (6) 風早八十二『日本社会政策史』1939・1947.
- (7) 風早八十二「社会事業と社会政策」(『社会事業』1938)
- (8) 大河内一男『戦時社会政策論』1940.
- (9) 大河内一男『社会政策の基本問題』1941.
- (10) 大河内一男『社会政策論の史的発展』1972.
- (11) 岸本英太郎『窮乏化法則と社会政策』1955.
- (12) 吉田久一『現代社会事業史研究』1979.
- (13) 吉田久一『社会事業理論の歴史』1974.
- (14) 吉田久一『日本社会福祉理論史』1995.
- (15) 吉田久一『新・日本社会事業の歴史』2004.
- (16) 永岡正己「補章 戦前の社会事業論争」(真田是編『戦後日本社会福祉論争』1979)
- (17) 孝橋正一『続 社会事業の基本問題』1973
- (18) 増田富夫『戦時労働政策の諸問題』1943.
- (19) 三好豊太郎『増補 新労務管理』1938.
- (20) 全国施設社会事業連盟『総動員体制下における 社会事業』1940.
- (21) 思想の科学研究会『改訂増補 共同研究 転向中』1978.
- (22) 笹信太郎『笹信太郎全集 1~8』1969.
- (23) 江幡清編『回想笹信太郎』1969.